

別表第1（第9条の3）

行為 添付すべき書類	付 近 見 取 図	配 置 図	立 面 図	土 地 利 用 計 画 図	造 成 計 画 平 面 図	造 成 計 画 断 面 図	外 構 （ 植 栽 計 画 ） 図	現 況 カ ラ ー 写 真	完 成 予 想 （ パ ー ス ） 図
建築物の建築	○	○	○				○	○	○
開発行為	○			○	○	○	○	○	○

備考

- 1 立面図は、彩色が施された4面以上のものとする。
- 2 造成計画平面図は、変更前及び変更後の土地の形状が判断できるものとする。
- 3 造成計画断面図は、変更前及び変更後の土地の形状が判断できるものをいい、必要に応じて擁壁展開図を含むものとする。
- 4 外構（植栽計画）図とは、門、垣、さく、擁壁、木竹名（新植、保存、伐採、移植が判断できるよう表記したもの）、敷地内通路等の敷地内の外部構成を記載した平面図をいう。
- 5 現況カラー写真は、行為地及びその周辺の土地の状況を示す2方向以上から撮影したカラー写真とする。
- 6 完成予想（パース）図は、彩色が施された計画全体を示したものとする。